

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年 6月24日

札幌市長 様

提出者

住 所 札幌市中央区南1条西15丁目290番地

氏 名 東日本電信電話株式会社 札幌病院

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）院長 吉 岡 成 人

電話番号 011-623-7530

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	NTT東日本札幌病院
事業場の所在地	札幌市中央区南1条西15丁目290番地
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	301床
③ 従業員数	689人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出 — 分別 — 保管 — 収集運搬 — 処分

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
	(管理体制図)			
	・ 特別管理産業廃棄物管理責任者 病院長 ・ 院内感染対策委員会 ・ 院内感染対策チーム ・ 院内感染対策スタッフ ・ 各部所における教育、研修の実施及び情報公開			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状		【前年度（2024年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		排 出 量	223 t	t
		(これまでに実施した取組)		
		・ 感染対策に使用した防護具を廃棄時に小さく纏めるよう指導、実施状況は院内感染対策スタッフが院内ラウンド時に確認し指導を実施。 ・ 院内全部署を対象に感染対策チームが院内ラウンドで感染性廃棄物の内容を確認し、分別状況の評価と指導を実施。 ・ 感染性オムツ、非感染性オムツの分別を実施。 ・ 廃棄物容器への投入量9割を実施。		
② 計画		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		排 出 量	222 t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		・ 防護具を使用する職員を対象に、感染性廃棄物減量の取り組みを継続して指導する。 ・ 分別をさらに徹底し削減に努める。 ・ 廃棄物量の見える化に取り組む。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項				
① 現状		(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
		・ 感染性廃棄物は鋭利なものとそれ以外のもの（透析用ダイアライザーを含む）、排泄に使用した紙おむつ等、の3種に分別 ・ 劇物等以外の医薬品びんは非感染性びんに分別。 ・ オムツは感染症の分類に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物に分別。		
② 計画		(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
		・ 上記取り組みについて継続して実施する。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・該当なし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・該当なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
・該当なし			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
・該当なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・該当なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	223 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・北海道知事から感染性廃棄物の収集運搬又は処分の業の許可を受けた者であることを確認し委託している。		

(第5面)

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	222 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・前年度同様の取り組みとする。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（ 2024年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	223 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト加入済み		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。